



鹿行ニュース No.48

令和3年9月14日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和3年9月10日付日行連発第771号「国家公務員倫理法令の遵守に関する協力」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各位

日行連発第771号
令和3年9月10日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について

標記の件について、総務省より、9月3日付・日行連受信にて別紙のとおり国家公務員倫理法令の遵守に関する協力依頼がございました。

各単位会におかれましては、ご留意いただくとともに、役員および所属会員等へご周知くださいますようお願いいたします。

ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

<別紙>

「総務省における国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について」（令和3年7月20日付総官秘第953号）

（添付資料）

- ・「国家公務員倫理法第23条第3項の規程に基づく任命権者による調査結果の報告について（令和3年6月4日）再発防止策部分抜粋
 - ・国家公務員倫理審査会作成リーフレット
- 「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ～倫理の保持に御協力ください～」

以上

※上記記載の<別紙>については、県会ホームページ「会員専用サイト」の鹿行ニュースに掲載いたします。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。

【公印・契印省略】

総官秘第 953 号

令和 3 年 7 月 20 日

日本行政書士会連合会

会長 殿

総務省倫理監督官（総務事務次官）

黒田 武一郎

総務省における国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について

日頃より、総務行政について御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国家公務員は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）や国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）といった倫理法令によって、利害関係者のある事業者の皆さまから物品の贈与を受けること及び供応接待を受けること等が禁止されています。

しかしながら、今般、当省の職員が倫理法令に違反する飲食を行った疑いがある旨の報道を受け、令和 3 年 2 月から 6 月にかけて調査を行ったところ、37 名の職員について倫理法令違反が確認されたことから懲戒処分等を行いました。このような事案により、行政に対する国民の皆さまの信頼を損なう事態となったことについて、深く反省するとともに、改めて深くお詫び申し上げます。

今回明らかとなった倫理法令違反は、利害関係のある事業者の皆さまとの飲食に要した費用のうち、職員自身が負担すべきであった金額の全部または一部を支払っていないことが問題となったものでした。

この反省を踏まえ、総務省職員が利害関係のある事業者の皆さまと飲食する際には、従来からの国家公務員共通のルールに加え、総務省独自のルールとして、新たに以下の手続きを行うこととなりました。

- 利害関係のある事業者の皆さまとの飲食について、厳格なチェックを行うため、原則すべてを事前届出制にする
- 事後、適切な負担金額（割り勘分）について支払ったことを証明できる書類の提出を義務化する

今後、職員との飲食の際には、必ず割り勘にさせていただくとともに、職員が自身の費用を確認するため、合計金額等を確認いたしますので、御理解御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「国家公務員倫理法第 23 条第 3 項の規程に基づく任命権者による調査結果の報告について」(令和 3 年 6 月 4 日)再発防止策部分 抜粋
- ・国家公務員倫理審査会作成リーフレット
「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～」

「国家公務員倫理法第 23 条第 3 項の規程に基づく任命権者による調査結果の報告について（令和 3 年 6 月 4 日）」再発防止策部分 抜粋

（※（１）～（４）は原因分析等、具体的な再発防止策の記載は（５）。

太字下線は見やすさのための加工。）

9 再発防止策

（１）今回の調査に加え、２月の調査結果報告及び３月の調査結果報告により報告を行った事案の調査を通じて、総務省の職員が通信関連や放送関連の事業者の社員から飲食等の接待及び手土産、タクシーチケット、野球観戦チケットといった贈与を受けていたことが判明した。総務省として、これらの事案が多く、職員により行われたこと、なかんずく本来他の職員を指導監督すべき幹部職員・管理職員により行われていたことを極めて深刻に受け止めている。

（２）２月の調査結果報告において、多くの職員が倫理法令に違反する行為を犯してしまった原因として、

- ・自らに都合のよい解釈により事業者が利害関係者に該当しないと安易に判断し、
- ・仮に利害関係者では無い場合であっても社会通念上相当と認められる範囲を超えた供応接待は許されないことを認識しないまま不用意に供応接待や贈与を受け、
- ・必要な各種届出・報告を行うという意識が希薄であった

ことを挙げたところ。今回の調査において、これらに加えて、

- ・職員が適正な自己負担を行っているとは認識していても、事前・事後の会計の確認が不十分であったため、結果として倫理法令違反を犯している

といったケースも明らかとなった。一方、職員の記憶のみに基づくものではないが、身に覚えのない範囲まで飲食費として計上、経費処理をされているのではないかと、との主張も多くみられ、必ずしも信憑性の無い申告として片づけられないケースもあったが、職員側に物的証拠が無い場合には、そのような認定をすることはできず証拠保全の重要性が認識された。

（３）改めて、国家公務員として、特に幅広い権限を有する幹部職員については、相手方が利害関係者に該当するか否かについては細心の注意をもって確認をするべきであるし、利害関係者に該当しない場合であっても、供応接待が問題となること、また、部下職員とともに会食を行う場合には、幹部職員の認識不足により部下職員も倫理法令違反を犯してしまうこととなることを深く認識すべきである。

(4) 再びこのような国民の疑念や不信を招く行為を起こさないよう、再発防止を徹底する必要がある。そのため、職員に対して、

- ・事業者等と接触する際に倫理法令上許されること、許されないことを改めて確認させることにより正確な知識を習得させ、
- ・定められたルールを遵守するよう常日頃から意識づけるとともに、
- ・倫理法令違反を起こさないよう事前・事後にきちんとチェックする
- ・そして、事業者側ともその認識を共有する

ことが重要である。

(5) 具体的には以下の取組に早急に着手することとする。

①職員の倫理法令に関する知識習得の徹底

令和3年3月24日に幹部職員等を対象とした研修を実施したところであり、引き続き、本省課長級以上の全職員を対象にした倫理に関する研修を実施する。

また、今回の事案において本省課長補佐級の職員が管理職員と同席する形で倫理法令違反を犯してしまう事案が多数見られたことから、入省時、管理職昇任時などあらゆる機会を捉えて研修を実施することとする。

これらの研修については、今回の事案を踏まえた実例や違反防止の対策について紹介するなど、分かりやすい内容とする。

この他、省内のイントラネットの活用や倫理教本の配布などにより、倫理法令に関する情報の周知徹底を図る。

②厳格なチェックを行うための総務省独自ルールの整備

○利害関係者の確実な把握

利害関係についての認識が不十分なために安易に事業者等との会食に応じる事案が見られたことを踏まえ、管理職に対し、人事異動後速やかに着任後の新ポストの代表的な利害関係者一覧を作成し、倫理監督官へ報告することを義務付けることとする。

○利害関係者との飲食の届出の拡大

利害関係者との飲食について、1万円以下の場合についても事前届出を原則義務化するとともに、事後に適切な金額（割り勘分）を自己負担したことを証明できる書類提出を義務化する。

③事業者等に対する周知

事業者側が倫理法令違反となることを認識しないままに職員に会費を過少に請求する事案が多く見られたことを踏まえ、職務上関係のある事業者等に対して、今回の事案を踏まえた分かりやすいパンフレットを作成し、倫理法令の内容及び上記の総務省独自ルールを周知するとともに、倫理監督官名により違反防止のための協力を要請する。

④監察体制の整備

令和3年4月に大臣官房秘書課に監察室を設置したところ。上記取組を実効あるものとし、総務省の職員の職務に係る倫理の保持の徹底を図るため、監察室の体制を拡充し、職員からの情報提供を常時受け付けることとする。

これら取組を通じて、今回のような事態が再び発生しないよう、総務省を挙げて徹底して取り組む。また、これらの再発防止策については、情報通信行政検証委員会における今後の検討も踏まえつつ、随時見直しを行い、その改善を図る。

ここまで



国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。



金銭や物品の贈与



たとえ祝儀や香典という名目であっても違反



国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK



酒食等のもてなし（接待）



公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK



多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK



割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。



車での送迎など、無償でのサービスの提供



職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK



一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること



公務員が自身の費用を負担した場合も違反



金銭の貸付け



金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK



未公開株式の譲渡



有償であっても無償であっても違反



無償での物品や不動産の貸付け



訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。